

起訴状等における被害者の氏名の秘匿
に係る措置に関するこれまでの国会か
らの指摘

**起訴状等における被害者の氏名の秘匿に係る措置に関する
これまでの国会からの指摘**

1 刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）

附 則

（検討）

第9条（略）

2（略）

3 政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の開示、起訴状等における被害者の氏名の秘匿に係る措置、証人等の刑事手続外における保護に係る措置等について検討を行うものとする。

2 刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号）

附 則

（検討）

第9条 政府は、この法律の施行後3年を目途として、性犯罪における被害の実情、この法律による改正後の規定の施行の状況等を勘案し、性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

◇ 附帯決議（衆議院法務委員会）

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一～四（略）

五 刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）附則第9条第3項の規定により起訴状等における被害者の氏名の秘匿に係る措置についての検討を行うに際しては、性犯罪に係る刑事事件の捜査及び公判の実情や、被害者の再被害のおそれに配慮すべきであるとの指摘をも踏まえて検討を行うこと。

六（略）

◇ 附帯決議（参議院法務委員会）

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一～六（略）

七 刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）附則第9条第3項の規定により起訴状等における被害者の氏名の秘匿に係る措置についての検討を行うに当たっては、性犯罪に係る刑事事件の捜査及び公判の実情や、被害者の再被害のおそれに配慮すべきであるとの指摘をも踏まえること。

八・九（略）